



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	地域自治組織の認定の取消し	
根拠法令及び条項	豊中市地域自治推進条例第7条6項	
所管部課（室）係名	市民協働部地域連携課連携推進係	
処分基準	関係条項	地域自治推進条例施行規則第5条
	基準	<p>(地域自治組織の認定の取消事由)</p> <p>(1) 地域自治組織の活動が次のいずれかに該当すると認めるとき。</p> <p>ア 営利を目的とするもの</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの</p> <p>ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの</p> <p>エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>(2) 地域自治組織の目的を達成するための活動を1年以上全く行っていないと認めるとき。</p> <p>(3) 地域自治組織に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。</p> <p>(4) 規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。</p> <p>(5) 地域自治組織が認定取消申出書を市長に提出したとき。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事由</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	① 千里文化センターの使用承認の取り消し ② 庄内コラボセンターの使用承認の取り消し	
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第 8 条	
所管部課（室）係名	① 市民協働部 地域連携課 東部地域係 ② 市民協働部 地域連携課 南部地域係	
審査基準	関係条項	同条例施行規則第 1 3 条
	基準	<p>1. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">（コラボセンター条例第 8 条）</p> <p>(1) センターの施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 使用者が承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 使用者が暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 使用を承認したセンターの施設を市長において緊急に使用する事由が生じたとき。</p> <p>(6) 管理上支障があるとき。上記に該当するものは、以下のとおりです。</p> <p>(例)</p> <p>①地震、台風等の災害（天変地異）の発生（何らかの警報等が発令されている期間を含む）によりセンターが使用できない場合。</p> <p>②「千里文化センターの使用承認」及び「庄内コラボセンターの使用承認」の審査基準において、施設の使用を承認しない場合に該当する使用であることが判明した場合。</p> <p>③その他、同条例第 1 条に掲げる施設の設置目的を著しく逸脱し、適当でないと判明したとき。</p>
	参考事項	
備考		

## 様式 B - 2

### 不利益処分の処分基準

処分名	①千里文化センターへの入館の禁止 ②庄内コラボセンターへの入館の禁止	
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第9条	
所管部課（室）係名	①市民協働部 地域連携課 東部地域係 ②市民協働部 地域連携課 南部地域係	
処分基準	関係条項	同条例施行規則第13条
	基準	<p>1. 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命じることができる。</p> <p style="text-align: right;">（コラボセンター条例第9条）</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者 (例) ①理由なくガソリン、灯油、刀剣、ナイフなど携帯する者。 ②相当な異臭を放つ物品を持ち込もうとする者。 ③人間の行動を支援する動物（盲導犬など）以外を携帯する者。</p> <p>(2) 管理上必要な指示に従わない者 (例) ①指定された場所以外で、飲酒、騒音、放歌、暴力等、他人に迷惑をかける行為をする者。 ②許可なく館内にはり紙等を行う者。</p> <p>(3) その他管理上支障があると認める者 (例) ①許可なく管理上支障がある場所（屋上、テラスなど）に立ち入ろうとする者。 ②愛玩動物の類を持ち込む者。（補助犬などは除く） ③喫煙する等、火気を使用する者 ④その他センター職員の指示に従わない者。</p>
	参考事項	
備考		